

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年7月3日 07時40分ごろ
発生場所	愛媛県上島町岩城島東方沖 長江港長江北防波堤灯台から真方位147° 1,140m付近 (概位 北緯34° 15.9′ 東経133° 10.0′)
事故の概要	油タンカー松柏丸は、北進中、また、引船第三十七住吉丸は、台船竜和1号と引船列を構成して東進中、松柏丸と竜和1号が衝突した。
事故調査の経過	令和2年9月2日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 松柏丸、136トン 141434、麗澤海運株式会社 B 引船 第三十七住吉丸、19トン 273-11783広島、住広海運有限公司 C 台船 竜和1号、総トン数不詳 なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A、六級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に凹損 B なし C 右舷中央部から船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aほか3人が乗り組み、長江瀬戸を約9ノットの対地速力で北進中、船長Aが、左舷船首方に岩城島から出港してきたB船がC船をえい航した引船列（以下「B船引船列」という。）であることを認めたが、B船引船列が北進又は南進すると思い、長江瀬戸の中央を針路及び速力を保持して航行した。 船長Aは、B船引船列がA船の左舷船首方から右舷船首方に横切る状況となったのを認め、主機を後進運転としたものの、A船船首部とC船右舷中央部とが衝突した。 船長Aは、本事故後、B船引船列を認めた際、長江瀬戸の右側寄りを航行していれば良かったと思った。 B船は、C船をえい航して引船列を構成し、仕向地（松永湾）に向け、岩城島から出港して東進中、北進中のA船と衝突した。

<p><b>分析</b></p>	<p>A 船は、北進中、船長 A が、B 船引船列を左舷船首方に認めた際、B 船引船列が北進又は南進すると思い、針路及び速力を保持して航行を続け、C 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長 A は、B 船引船列と接近したとき、急いで主機を後進運転としたものの前進行きあしを止めることができず、C 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船引船列は、岩城島から出港し、A 船の船首方を東進中、C 船が A 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船引船列は、A 船の船首方を東進中、C 船が北進中の A 船と衝突したものと考えられるが、船長 B から情報が得られなかったことから、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A 船が針路及び速力を保持して航行を続け、また、B 船引船列が A 船の船首方を東進し続けたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、狭い水道等では、できる限り右側端に寄って航行すること。</li> <li>・ 船長は、狭い水道等の最狭部付近で他船と接近しないよう十分に動静を監視すること。</li> <li>・ 船長は、やむを得ない場合を除き、他の船舶の船首方向を横切らないこと。</li> </ul>